

信託法・信託業法改正法案 参議院で審議開始

制度調査部
吉井 一洋

84年ぶりの大改正、自己信託なども導入

【要約】

- 信託法の改正法案および信託業法の改正法案が2006年11月16日に衆議院を通過し、2006年11月28日から参議院での審議が開始された。
- 信託法案は84年ぶりの大改正であり、信託制度の自由な設計を可能としその利便性の向上を図る一方で、信託制度の信頼性を確保するためのルールの整備も行われている。限定責任信託、目的信託、事業の信託、自己信託（信託宣言）などが認められる。ただし、自己信託の導入は1年先送りされている。
- 信託法・信託業法の改正に合わせて、租税回避を防止するための措置が、政府税調で検討されている。政府税調は、12月1日に答申をまとめる予定である。

◎信託法の改正法案および信託業法の改正法案が2006年11月16日に衆議院を通過し、同22日に参議院に付託され、同28日から参議院での審議が開始された

◎これらは2006年3月13日に通常国会に提出されていた。しかし、通常国会では成立には至らず、継続審議とされていた。

◎信託法は大正11年（1922年）に制定された。以来84年ぶりの大改正である。今回の改正では、現行のルールを緩和し、信託契約の自由な設計を可能としている。例えば、受託者固有の財産と信託財産との取引等の制限の緩和、忠実義務に関する規定の合理化、受託者の第三者への信託事務の委託に対する制限の緩和などが図られている。

◎その一方で、信託制度に関する信頼性確保のため、受益者の損害推定規定や違法行為差止請求権の創設、受託者の帳簿等の作成・保管義務の強化、受益者の多数決による意思決定の許容など、受益者の権利行使に関するルールが整備されている。

◎さらに、信託の利用形態の多様化に対応するため、「受益権の有価証券化」を可能とする、信託財産のみが責任財産となる「限定責任信託」を導入する、受益者を定めない「目的信託」を有効期間20年の期限付で認めるといった改正が行われる。債務が積極財産を上回る信託や「事業の信託」も可能となる。委託者自らが受託者となり自分の財産を信託する「自己信託（信託宣言）」も認められる。

- ◎資産流動化の場合には、倒産隔離等の問題への対処のため、ケイマンのチャリタブル・トラストに SPC の株式を取得させて、オリジネーターと SPC の資本関係を切断することが多い。このチャリタブル・トラストはケイマンの信託会社が自己信託することにより作られる。したがって、わが国でも自己信託を認めれば流動化が行いやすくなるとの意見が出されている。銀行が貸付債権を流動化する際に、自己信託により信託財産にした上で流動化するといった用途も考えられる。企業による自己信託の活用なども期待されている。
- ◎改正信託法は公布日から1年6月以内の政令で定める日から施行される。ただし、自己信託については、信託業界の反対もあり、施行が1年先送りされる。目的信託についても、公益を目的とするものを除いては、別の法律で定める日までの間、信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎や人的構成を有する者として政令で定める者以外を受託者として定めることはできないこととされている。
- ◎今回の信託法改正に併せて、信託業法の改正法案も国会に提出されている。受託者の義務を緩和する一方で、委託者が事業の一部を自己信託し不特定多数から資金調達を行う場合などは、信託業として規制することとしている。
- ◎信託法・信託業法の改正に合わせた税務上の対応も図られる。信託の場合、通常は信託段階では課税が行われない。しかし、これを例えば自己信託にそのまま認めた場合、法人が特定の事業部門を自己信託することによって、法人課税を回避することが可能となる。受益者の定めがない目的信託については、遺言により目的信託を設定することで相続税回避が図られる可能性がある。目的信託は受益者が定められていないので受益者には相続税を課税できない。一方、委託者の相続人に対しても信託法案上、委託者の地位を相続しないことから相続税を課すことができないからである。このようなケースについて、租税回避を防止するための措置が講じられる模様である。具体的な内容は12月1日にとりまとめられる予定である平成19年度税制改正の答申に盛り込まれるものと思われる。